

第 198 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和 7 年 2 月 10 日 (月) 13 時 15 分～14 時 15 分
- (2) 場所 岩手県公会堂 2 階 21 号室

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 14 名

会長	南	正	昭	
委員	吉	田	敬	子
委員	大久保	隆	規	
委員	村	上	秀	紀
委員	鈴	木	隆	昭
委員	石	川	奈	緒
委員	杉	田	早	苗
委員	日野原	由	未	
委員	三	好	純	矢
委員	加	澤	将	(代理 牧野武則)
委員	菅	家	秀	人 (代理 藤田正人)
委員	川	崎	博	(代理 佐々木久哉)
委員	西	村	拓	(代理 長田仁)
委員	村	井	三	郎 (代理 三島木達也)

3 議事

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

定刻となりましたので、ただいまから、第 198 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

はじめに、本日の審議会は、委員 20 人中 14 人の御出席をいただいておりますこと、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数を満たしておりますことから、本日の審議会は成立していることを御報告いたします。

それでは、開会に当たりまして、岩手県県土整備部まちづくり担当技監の小野寺から御挨拶を申し上げます。

○事務局（まちづくり担当技監）

県土整備部まちづくり担当技監の小野寺でございます。よろしくお願いいたします。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中、第198回岩手県都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から都市計画を始め、県行政の運営に対しまして、特段の御指導・御協力を賜っておりますことに、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、本日の審議会の内容についてであります。 「盛岡広域都市計画区域区分の変更」、 「花巻都市計画流通業務団地の変更」、 「滝沢市及び矢巾町における屋根不燃区域の変更」の計4議題となっております。

都市計画におきましては、地域がどのようなか、まちづくりですとか民間の経済活動に少なからず影響を及ぼすものというように考えております。委員の皆様方におかれましては、忌憚のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

続きまして、前回審議会後に就任いただきました委員のみなさまを御紹介させていただきます。

配付しております本審議会委員名簿を御覧ください。まず、学識経験者につきましては、昨年10月16日をもちまして任期満了となり、7人が再任、2人が新たに就任いただいております。初めに、再任いただきました7人の委員を御紹介させていただきます。

岩手大学理工学部准教授 石川奈緒委員でございます。

一般社団法人岩手県建築士会女性委員会委員 伊藤弓枝委員でございます。本日はご都合により欠席されています。

J A岩手県女性組織協議会副会長 佐藤好枝委員でございます。本日はご都合により欠席されています。

岩手県立大学社会福祉学部准教授 日野原由未委員でございます。

岩手大学理工学部教授 南正昭委員でございます。

岩手県商工会女性部連合会理事 宮野千栄委員でございます。本日はご都合により欠席されています。

岩手県立大学盛岡短期大学部国際文化学科准教授 吉原秋委員でございます。本日はご都合により欠席されています。

次に、新たに就任いただいた2人の委員を御紹介させていただきます。

岩手県立大学総合政策学部准教授 三好純矢委員でございます。

岩手大学農学部准教授 杉田早苗委員でございます。

続きまして、新たに就任いただきました関係行政機関の委員を御紹介させていただきます。

東北農政局長 菅家秀人委員でございます。本日は御都合により、代理として藤田農村計画課長に出席して頂いております。

東北運輸局長 川崎博委員でございます。本日は御都合により、代理として佐々木岩手運輸支局長に出席して頂いております。

東北地方整備局長 西村拓委員でございます。本日は御都合により、代理として長田岩手河川国道事務所長に出席して頂いております。

最後に、岩手県公安委員会委員長 村井三郎委員でございます。本日は御都合により、代理として三島木交通規制課長に出席して頂いております。

以上で、新任の委員のみなさまの御紹介を終わります。

つづきまして、次第の「3 会長選挙」を行います。当審議会の会長は、本審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験者委員の中から委員の選挙によって選出することとされておりますが、今回の審議会は、学識経験者の委員の任期満了後、初の審議会となりますことから、会長選挙を行う必要がございます。

会長選挙については、大変僭越ではございますが、事務局が会長選挙の議事進行を行うこととしてよろしいでしょうか。

○委員

(異議なしの声)

○事務局

委員の皆様から異議なしとの声がありましたので事務局の方で会長選挙の議事進行をさせていただきます。

それでは、会長選挙の方法につきましては、従前のおり指名推薦によることとしたいと思います。いかがでしょうか。

○委員

(異議なしの声)

○事務局

ありがとうございます。異議なしとの声がありましたので、指名推薦による選挙といたします。指名推薦を行う委員の方は、挙手の上、御発言をお願いいたします。

○委員

前回も委員長をされておりました、南委員に引き続き委員長をお願いできればと思います。

○事務局

南委員を会長にということでございます。他に御推薦はございませんでしょうか。

○委員

(なしの声)

○事務局

それでは、他に御推薦がないようでございますので、南委員を会長に推薦することでございましたが、委員のみなさま、いかがでございましょうか。

○委員

(異議なしの声)

○事務局

ありがとうございます。異議がないようでございますので、南委員を会長にすることに決定いたします。それでは、南委員、会長席に御移動をお願いします。

それでは、「4 議事」に移ります。本審議会の会議は、本審議会条例第5条第2項の規定により、会長が会議の議長となることとされております。南会長には、以後の議事進行につきまして、よろしく願いいたします。

○会長

ご指名頂きまして、引き続き務めさせていただきます。どうぞよろしくお願い致します。

本審議会は、岩手県の都市計画に関する最も上位の審議会ということになりまして、非常に重要な案件を審議していくこととなります。内容としましては、皆さんで意見を出し合ってプランを練り上げるというようなタイプのももあるのですが、そういうものというよりもむしろ、実際の現実の都市計画の運用、実施に当たっての重要な案件を皆様に審議いただいで進めていくという、そういう場になっています。ぜひ皆様のそれぞれのお立場でのご見識を賜りまして、この会が順調に進んでまいりますようにどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ここで、当審議会条例第5条第3項の規定により、会長があらかじめ職務代理者を指名することとされております。議案審議に先立ち、職務代理者を指名することといたします。職務代理者につきましては、都市計画分野の学識経験者である、杉田委員にお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

○委員

(異議なしの声)

○会長

ありがとうございます。それでは杉田委員よろしく申し上げます。

議案の審議に入る前に、本日の議案の中に、非公開とすべき案件はあるかどうか、事務局に説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

それでは、事務局から説明いたします。

県では、「審議会等の会議の公開に関する指針」を定めておりますが、本日、審議いただきます4つの議案とも、法令上、非公開とされておらず、いわゆる個人情報もなく、公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずることが明らかに予想されないことから、同指針が定める原則のとおり、公開することが適当と考えます。

事務局からの説明は、以上でございます。

○会長

それでは、本日の会議は、ただいま説明があったように、公開といたしたいと存じますが、異議はございませんか。

○委員

(異議なしの声)

○会長

それでは、本日の会議は公開といたします。それでは本日の議案案件に入ります。

議案第1号「盛岡広域都市計画区域区分の変更について」を審議いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第1号、盛岡広域都市計画区域区分の変更について御説明いたします。議案書は1ページ、計画書は3ページから4ページ、総括図及び計画図は6ページから12ページとなります。説明は、スクリーンのパワーポイントの資料で行います。お手元にも同じ資料をお配りしておりますので、併せて御参照願います。

はじめに、区域区分について御説明します。都市計画制度の1つとして、区域区分というものがあります。これは、無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るために都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域の2つの区域に区分する制度です。2つの区域に線を

引くことから、線引きとも呼ばれています。2つの区域のうち、市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域としています。また、市街化調整区域は、農地や森林などを保全するため、市街化を抑制する区域としています。

次に、都市計画区域マスタープランと区域区分の関係についてご説明いたします。都市計画区域マスタープランは、都市計画の目標、区域区分の有無やその方針、主要な都市計画の決定方針等を定めるものです。この都市計画区域マスタープランに即して、区域区分をはじめとする都市計画が定められることとなります。区域区分の見直しには、定期見直しと随時見直しの2つの種類があります。定期見直しとは、将来の市街化区域の人口や産業の規模、フレームを設定し、その規模が現状の市街化区域に収容できない場合に、市街化区域を拡大したり、場合によっては縮小するものです。なお、拡大する場合には、確実に整備される区域を市街化区域に編入するものです。随時見直しとは、定期見直しの際に設定したフレームの範囲内で、計画的な整備の見通しが明らかになった時点で編入することです。今回の区域区分の変更は、随時見直しによるものでございます。

次に区域区分のフレームについて説明します。フレームとは、先ほど説明した都市計画区域マスタープランに定める区域区分の方針において、人口及び産業の将来の見通しのことを言います。保留フレームとは、全てのフレームを具体の土地に割り付けることなく、その一部を保留したうえで、市街地化の見通しが整った時点で市街化区域とする方法で、位置を特定する特定保留と、位置を特定しない一般保留があり、今回の区域区分の変更は、第8回定期見直しで設定した人口フレームの一般保留を用いて、見直しをするものです。なお、この手続きに当たっては、都市計画と農林漁業との調整措置等の通知等に基づき関係機関との調整を行ってきたところです。

次に、盛岡広域都市計画区域区分の経緯ではありますが、昭和45年の当初決定から、十数回の見直しを行っております。今回の見直しは、令和3年度の第8回定期見直しに続いて、随時見直しを行なうものです。

次に盛岡広域都市計画区域における区域区分の内容について説明します。盛岡広域都市計画区域では、昭和45年に区域区分を定め、その後、市街化の状況等を踏まえ、変更を行ってきたところであり、適正な市街地の確保による計画的な整備と、良好な農用地及び自然環境の保全を図ってまいりました。現在の盛岡市、滝沢市、矢巾町の行政区域の面積は、約113,625haとなっておりますが、うち都市計画区域の面積は約56,760haであり、現在の市街化区域は都市計画区域のうち、面積は約6,621ha、市街化調整区域の面積は約50,139haです。今回見直しを行う箇所は5箇所となります。盛岡市の2箇所、滝沢市の2箇所、矢巾町の1箇所となっております。今回の見直しは5箇所全て市街化調整区域から市街化区域へ編入しようとするものです。

次に各地区の変更箇所について説明いたします。

はじめに、盛岡市の渋民地区です。当該地区は、現市街化区域に隣接した区域で、区域内

には渋民文化会館等があり、周辺にはイオンスーパーセンター盛岡渋民店などがあります。盛-1については、盛岡市都市計画マスタープランにおいて、地域の拠点にふさわしい商業地をはじめとした都市機能の維持、再生を図る地域に位置づけられております。今回、病院及び介護老人保健施設の建設計画が明らかになったことから、当該地区を編入しようとするものであり、編入面積は約1.8haとなります。盛-2については、既に渋民文化会館など、公共施設が立地しており、都市的土地利用がなされていることから編入しようとするもので、編入面積は約2.4haとなります。

次に、航空写真となります。赤線で囲まれた区域が編入箇所となりまして、北側のところは、現況田んぼとなります。

次に、滝沢市菓子の県大周辺Ⅱ地区です。当該地区は、現市街化区域に隣接した区域で、周辺には、岩手県立大学、滝沢市 IPU イノベーションセンターが立地する区域です。滝-1については、滝沢市都市計画マスタープラン、盛岡広域都市計画マスタープランにおいて、産学官連携による IT 関連産業等の集積を図る工業地として位置づけられております。今回、IPU イノベーションパーク拡大の整備計画が明らかになったことから、当該地区を編入しようとするものであり、編入面積は約15.4haとなります。滝-2については、既に公共施設が立地しており、都市的土地利用がなされていることから編入しようとするものであり、編入面積は約4.3haとなります。

次に、航空写真となります。滝-1につきましては、現在、畜産研究所の牧草地になっております。赤線で囲まれた箇所が編入箇所となります。

次に、矢巾町又兵衛新田地区です。当該地区は、現市街化区域に隣接した区域で、周辺には矢幅駅が立地する区域です。当該地区は、矢巾町都市計画マスタープランにおいて住宅地の整備を推進する地区として位置づけられており、今回、宅地の開発計画が明らかになったことから、当該地区を編入しようとするものであり、編入面積は約2.3haとなります。

次に、航空写真となります。赤線で囲まれた区域が編入箇所となりまして、既存の住宅と田んぼになります。

次に、これまでの都市計画変更に係る手続きについて、御説明いたします。今回の区域区分の変更については、都市計画区域を構成する盛岡市、滝沢市、矢巾町や関係機関と調整を図ってきたところであり、昨年6月に、3市町から変更の申し出があり、手続きを開始いたしました。その後、本日までに、住民説明会、公聴会、関係行政機関との事前協議、変更案の縦覧を行ってまいりました。なお、素案の公表及び住民説明会、法定縦覧において、意見及び意見書の提出はございませんでした。

最後に、今後の手続きについて御説明いたします。今後は、本日の当審議会の議を経た後、国への同意協議を行い、都市計画を決定する予定です。以上で、議案第1号盛岡広域都市計画区域区分の変更の説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○会長

ただいま説明のありました議案第1号について、御意見、御質問はございませんでしょうか。

○委員

まず質問ですが、先ほど説明で13ページのところで、もしかしたら説明頂いたかもしれないのですが。住民説明会を開催されたということですが、どのような御意見があったのか、御意見がなかったとおっしゃった気もするのですがちょっと聞き取れなくて。住民説明会の方の御意見でどのようなものがあったかを教えてください。

○会長

事務局いかがでしょうか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

住民説明会は滝沢市、矢巾町、盛岡市で開催したところでございます。反対意見というのはまずございませんでした。滝沢市、矢巾町においてはいつから着工するのという意見、盛岡市については特段の意見もなく終了したところでございます。

○会長

その他いかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

本件につきましては採決を求められております。採決に移ってもよろしいでしょうか。それでは、採決に移りたいと思います。

議案第1号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

○委員

（異議なしの声）

○会長

それでは、原案のとおり可決いたします。

議案第2号「花巻都市計画流通業務団地の変更について」を審議いたします。事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

議案第2号、花巻都市計画流通業務団地の変更について御説明いたします。議案書は13ページ、計画書は15ページ、総括図及び計画図は17から18ページとなります。

はじめに、流通業団地について説明します。流通業務団地は、流通業務市街地の整備に関する法律により流通業務市街地として整備されることが適当と認められる区域内において、

卸売業、倉庫、トラックターミナルなどの流通業務施設が一体的に整備される都市施設であり、県内では唯一、花巻流通業務団地が都市計画決定されております。

花巻流通業務団地は、東北横断自動車道花巻空港インターチェンジに隣接しております。花巻空港拡張整備事業や国道4号花巻東バイパス事業、東北横断自動車道釜石秋田線事業など、広域交通体系の整備が見込まれたため、岩手県内とどまらず、北東北全体の物流機能を強化するため、平成10年に都市施設として都市計画決定しました。なお、都市計画決定の内容については、パワーポイント中ごろの表に示すとおり、流通業務団地の名称、位置、面積、さらにトラックターミナル等の貨物取扱施設、複合流通施設、道路や公園などの公共施設、公益的施設の位置と規模、建築物のいわゆる建ぺい率、容積率が定められております。都市計画決定後、平成12年に都市計画事業として事業認可され、当時の地域振興整備公団、現在のUR都市機構によって整備が進められ、平成14年に公募が開始されました。

現在の花巻流通業務団地の分譲状況になります。令和6年度現在、流通業務施設用地の全25区画がすべて分譲済みとなっており、20の企業が立地しているところです。

次に、今回の変更案の内容についてご説明いたします。スライドの左側が変更前、右側が変更後となります。図中赤い丸で囲った箇所が今回変更する部分です。今回の変更は、近年の物流業全般の業態の多様化や立地需要の動向に対応するため、現在未利用地となっている南地区の公園の用地の一部約0.4haと、ホテルやテナントなどに確保していた北地区の公益的施設の用地約0.5haを、複合流通施設の用地に変更するものでございます。これにより、製造業や小売業の配送センター、卸売業の店舗事務所など、貨物取扱施設と密接に関連する施設の立地が可能となります。なお、今回の変更により流通業務団地の全体の面積は約36.9haから変更はございません。

こちらは、議案書15ページの計画書の変更前と変更後になります。全体面積に変更はございませんが、複合流通施設、公益的施設、公園の面積がそれぞれ変更となります。

赤い線で囲まれた区域が、今回変更する北地区の公益的施設用地で、現在は未利用地となっております。続いて、赤い線で囲まれた区域が、今回変更する南地区の公園用地でございます。現在は未利用地となっております。

最後に、都市計画変更に係る手続きの状況について、御説明いたします。都市計画区域の変更は、令和6年8月に花巻市から都市計画変更の申し出があり、手続きを開始しました。その後、本日までに、変更素案の公表、住民説明会、関係機関への協議、変更案の縦覧を行ってまいりました。変更素案の公表及び変更案の縦覧において、意見及び意見書の提出はありませんでした。今後は、本日の当審議会の議を経た後、都市計画を決定する予定であります。

以上で、議案第2号花巻都市計画流通業務団地の変更に関する説明を終わります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

○会長

それでは、ただ今御説明のございました議案第2号について、御意見、御質問等はございますでしょうか。

○委員

すみません、ちょっと知識不足で教えて頂きたいのですけれども、今回変更になる公園及び緑地という部分は元々都市計画法上で、例えば全体のうちの何割程度は公園だったり緑地でなければならないというのがあるのかどうか教えていただきたいことと、例えば公益的施設となって、これも先ほどのもう一つの質問にも関連するのですが、公益的施設というのが今回減るということになるのですけれども、ここはそもそも他に何に利用されていたりするのかもしれないと教えてください。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

まず、団地の中に公園がどのくらいの割合があれば良いかという話についてですが、開発許可の基準により、団地内に3%確保すればよいということになっています。今回変更後において団地内の公園、緑は3%以上確保しております。

公益的施設の取扱いということですが、そもそも、整備した時にはホテルやこの流通業務団地で働く人たちが使うような施設として、公園やコンビニを想定していたけれども、実際にはそういうふうなニーズがなく、周辺にホテルができたということで、今回、複合流通施設という形で使い方を変えてくということでございます。

○委員

ありがとうございます。加えてですが、公園用地という使用になっていて、今は写真のとおり更地だということですが、私の中のイメージは公園というと、一般のよくある公園というイメージがあるのですが、そもそもその団地の中に公園を3%ということですが、公園を作ることができるという場所だと思うのですが公園という意味をもう一度御説明頂ければと思います。

例えば、遊具までなかったとしてもですね、人が団地の中で憩いの場としての公園という意味なのか、その辺をもう少し教えて下さい。

○事務局（都市計画課総括課長）

北地区の公園については既に整備されておまして、実は使われているところです。南地区については現在未整備の状況でして、需要があれば整備していこうということでしたが、公園としては、まずはそっちを使っていこうと、最低限の公園用地は残しましたので今後の状況を見て整備していこうと考えておりました。

○委員

はい。ただ、意見として、せっかく公園という場所があるにもかかわらず公園として活用されていないというのは残念だなと個人的には思っています。従業員の方、働く方にとって、例えばホテル、コンビニは確かに別のところで確保できると思うのですが、ここの中での本来のあるべき姿になっていないという意味ではちょっと残念。周辺の住宅街にもそういうところはあるかと思えますけれども。

了解いたしました、ありがとうございます。

○会長

その他いかがでしょうか。本県につきましても採決を求められておりますが、採決に移ってもよろしいでしょうか。それでは採決に移りたいと思います。

それでは、議案第2号について、原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

○委員

(異議なしの声)

○会長

はい。それでは、原案のとおり可決いたします。

議案第3号「屋根不燃区域（滝沢市）の変更について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

議案第3号、屋根不燃区域の変更について、ご説明させていただきます。お手元の議案書19ページをご覧ください。今回、滝沢市における、屋根不燃区域を変更しようとするものでございます。20ページは本議案について、岩手県知事から本審議会に意見を求める文書の写し、21ページは、屋根不燃区域指定の審査調書でございます。審査調書をご覧ください。指定対象区域は、盛岡広域都市計画用途地域の変更地域となっており、審査意見としては、当該変更地区の部分は、県の指定方針に合致しており、変更することに支障がないものと認められるものでございます。区域指定の詳細については、議案書22ページ以降により説明させていただきますが、スライドも議案書と同様のものを映しておりますので、適宜ご覧ください。

それでは、22ページ下段をご覧ください。まず、最初に屋根不燃区域について説明いたします。屋根不燃区域は、建築基準法第22条第1項の規定に基づいて特定行政庁が指定する区域で、既成市街地や市街化が予測される地域の、防火上の最低限の水準を確保することを目的として指定するものです。なお、屋根不燃区域という名称は、法律に定められたものではなく、この他に法第22条区域と呼ばれることもあります。この区域は、建築物の不燃化を促進するために指定する防火地域やこれに準ずる準防火地域に比べて制限は

緩やかになっています。また、指定する範囲については、都市計画区域内に限らず、一定程度市街化され、あるいは市街化される見込みがある地域を指定することもあります。

議案書 23 ページをご覧ください。建築基準法第 22 条第 2 項では、特定行政庁が屋根不燃区域を指定する場合には、都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨が定められております。従いまして、本県の場合には、盛岡市以外で屋根不燃区域を指定する場合は、岩手県都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととなります。今回の議案はこの条項に基づいて付議するものでございます。

議案書 23 ページ下段をご覧ください。屋根不燃区域内での構造制限について説明します。図の右側が屋根不燃区域内の建築物ですが、屋根不燃区域内の建築物の屋根は、鉄板などの不燃材料で造り、又は葺かなければなりません。また、木造建築物については、隣地境界線や他の建築物からの距離が近い部分、これを、延焼の恐れのある部分と言いますが、この部分にある外壁については一定の防火性能を有する構造としなければなりません。

議案書 24 ページをご覧ください。本県では、屋根不燃区域の指定に関して、昭和 48 年に屋根不燃区域の指定方針を定めております。この方針では、指定対象区域について 4 つのケースを想定しています。本日提案いたします屋根不燃区域の変更は第 1 の 1、資料では赤字で示しておりますが、用途地域内の防火地域又は準防火地域以外の区域に該当するものでございます。用途地域は、良好な市街地環境の形成を目的として指定するものであることから、屋根不燃区域の指定により、市街地における防火上の最低限の水準が確保されることとなるものです。

議案書 24 ページ下段をご覧ください。以降の説明につきましては、議案第 1 号の内容にも関連しておりまして、重複する説明が含まれますことを御了承願います。今般、滝沢市において、滝沢市都市計画審議会の議を経て用途地域の見直しが図られるところでございます。こちらは、盛岡広域都市計画総括図を抜粋した図で、太い黒線で囲まれた用途地域が滝沢市の用途地域を示しています。総括図の北側に位置しています、県大周辺 II 地区が、今回、滝沢市において新たに用途地域を指定しようとする地区になります。資料の図では、赤線の囲みで示している部分でございます。今回の屋根不燃区域の変更は、用途地域が指定されることに伴うものでございます。

議案書 25 ページをご覧ください。こちらが、用途地域の変更部分を拡大したものでございます。地区の位置についてですが、滝沢駅から西に 1 km ほど、岩手県立大学滝沢キャンパスの南側に位置しており、資料の図では、赤線の囲みで示している部分でございます。この区域には、現状、用途地域は定められておりませんが、産学官連携による IT 関連産業等の集積を図るため、また、既存の教育環境の保護を図るため、新たに準工業地域と第一種中高層住居専用地域が指定される予定となっております。用途地域として、準工業地域が約 15ha、紫で着色した部分になります。第一種中高層住居専用地域が約 4 ha、緑色で着色してある部分になります。合わせて約 19ha が指定されるものでございます。これにより、屋根不燃区域についても、約 19ha を拡大することとなります。滝沢市の屋根不燃区域の

面積は、今回の変更により、合計が約 745ha となります。

議案書 25 ページ下段をご覧ください。こちらが、拡大区域の現況写真です。なお、今回の屋根不燃区域の変更につきましては、滝沢市から、令和 6 年 12 月 11 日付けの文書で同意を得ております。今回の審議会の御意見を伺い、用途地域の変更告示と併せて屋根不燃区域の変更を行いたいと考えております。以上で、議案第 3 号について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○会長

ただいま説明のありました議案第 3 号について、御意見、御質問はございませんか。本件についてとりまとめということで、意見を求められております。それでは、議案第 3 号について、原案に異議なしとしてよろしいでしょうか。

○委員

(異議なしの声)

○会長

それでは、原案について異議なしといたします。

議案第 4 号「屋根不燃区域（矢巾町）の変更について」を審議いたします。事務局から説明をお願いします。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

議案第 4 号、屋根不燃区域の変更について、ご説明させていただきます。お手元の議案書 26 ページをご覧ください。今回、矢巾町における、屋根不燃区域を変更しようとするものでございます。27 ページは本議案について、岩手県知事から本審議会に意見を求める文書の写し、28 ページは、屋根不燃区域指定の審査調書でございます。審査調書をご覧ください。指定対象区域は、盛岡広域都市計画用途地域の変更地域となっており、審査意見としては、当該変更地区の部分は、県の指定方針に合致しており、変更指定して支障がないものと認められるものでございます。なお、先ほど、議案第 3 号、滝沢市における屋根不燃区域の変更について御審議いただいたところでございますので、屋根不燃区域の制度や概要など重複する部分については、説明を割愛させていただきます。ご了承願います。

それでは、議案書は 31 ページ下段をご覧ください。今般、矢巾町において、矢巾町都市計画審議会の議を経て用途地域の見直しが図られるところでございます。こちらは、盛岡広域都市計画図総括図を抜粋した図で、矢巾町を中心に示しております。具体的には、矢幅駅北西に位置する又兵エ新田地区が、今回、矢巾町において新たに用途地域を指定しようとする地区となります。資料の図では、赤線の囲みで示している部分でございます。今回の屋根不燃区域の変更は、用途地域が指定されることに伴い行うものでございます。

議案書 32 ページをご覧ください。こちらが、用途地域の変更部分を拡大したものになります。屋根不燃区域を新たに指定しようとする区域を、赤線の囲みで示しております。この区域は、隣接する既成市街地と一体的な土地利用を図る開発計画があり、事業の実施が確実であることから、周辺地域と調和を図るため、隣接する用途地域と同様に、第一種住居地域が新たに約2ha 指定されるものでございます。これにより、屋根不燃区域についても、約2ha を拡大することとなります。矢巾町の屋根不燃区域の面積は、今回の変更により、合計が約668ha となります。

議案書 32 ページ下段をご覧ください。こちらが、拡大区域の現況写真になります。なお、今回の屋根不燃区域の変更につきましては、矢巾町から、令和6年12月12日付けの文書で同意を得ております。今回の審議会の御意見を伺い、用途地域の変更告示と併せて屋根不燃区域の変更を行いたいと考えております。以上で、議案第4号について説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

○会長

それでは、ただ今説明のございました議案第4号につきまして、御意見、御質問等はございますでしょうか。

○委員

すみません一つ質問です。1号議案との関連で、旧玉山の渋民地区のこちら市街化区域ということになるのですが、これと連動するわけではないということと理解してよろしいですか。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

盛岡市の案件についてはどのように取り扱うのかというご質問になると思います。盛岡市のものについては盛岡市の都市計画審議会に付議してもらおう。滝沢市と矢巾町については県の都市計画審議会という役割分担になっています。

○会長

その他いかがでしょうか。それではとりまとめに移りたいと思いますがよろしいでしょうか。

それでは議案第4号について、原案に異議なしとしてよろしいでしょうか。

○委員

（異議なしの声）

○会長

はい。それでは、原案について異議なしといたします。

以上で予定された議事を終了しました。事務局へ進行をお返しします。どうもありがとうございます。

○事務局（都市計画課主幹兼管理開発担当課長）

南会長、議事進行大変ありがとうございました。

次第にはございませんが、事務局から1つ事務連絡がございます。次回の審議会につきましては、今年の7月頃の開催を予定しております。日程等の調整は、後日、担当から御連絡差し上げますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上をもちまして、第198回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。

委員のみなさま、大変おつかれさまでございました。